

# P T A 規 約

## 第1条（名称）

本会は、北九州市立日明小学校PTAと称する。

所在地 北九州市小倉北区日明4丁目4番1号

## 第2条（会員）

- 1 本会の会員は、北九州市立日明小学校の児童の保護者と教職員とする。
- 2 会員は、会の活動に参加し、運営について意見を述べることができる。
- 3 会員は、第3条に定める会費を納めなければならない。ただし、会員に不測の事態等がある場合は執行部役員会の承認を得て、会費の一部または全部を免除することができる。

## 第3条（会費）

- 1 会員は一か月あたり、下記の会費を納めることとする。
  - (1) 保護者 400円（一世帯）
  - (2) 教職員 400円（一律）
- 2 会費の徴収対象期間は5月から翌年2月の10か月間とする。
- 3 会費の納入方法は、年1回10か月分を一括で納入することとする。なお、納入日は年度毎に決定する。
- 4 途中入会の場合、その事象の発生日から該当年度の2月までを対象に会費を納めることとする。
- 5 途中退会の場合、その事象が納入月までに発生した場合は会費の納入を求めない。ただし、納入月を超えてその事象が発生した場合は、その日が属する月の翌月分より、会費の返納を求める事が出来る。

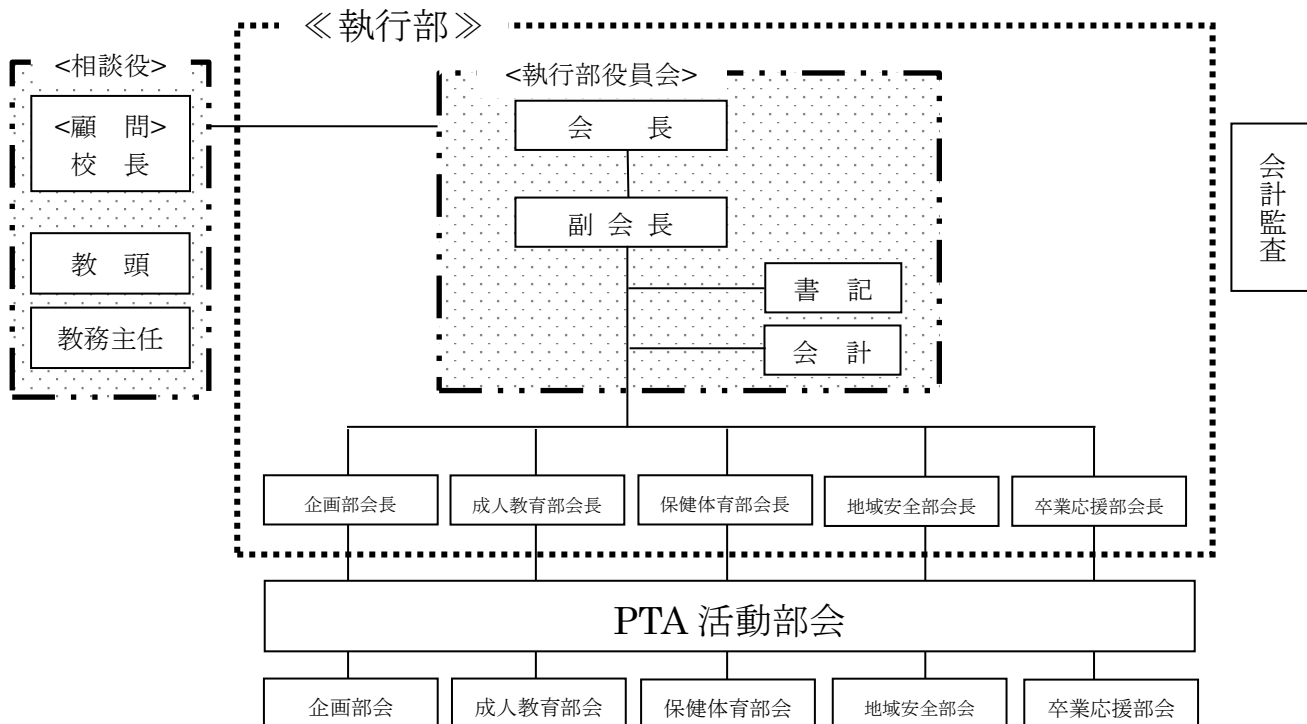
## 第4条（目的と方針）

- 1 この会は、児童の健全育成を図るとともに、会員相互の教養を高め、親睦を図ることを目的とする。
- 2 この会は、営利的・宗教的・政治的目的をもつすべてのものに関与せず干渉も受けない。

## 第5条（事業）

- 1 教育に関する研究、調査の実施および協力をする。
- 2 児童の教育的行事ならびに教育環境の改善に協力する。
- 3 会員および児童の健康保持・増進を図る。
- 4 会員の知識、教養の向上ならびに親睦を図る。
- 5 児童の健全育成を目的とする地域の諸行事に協力する。
- 6 その他、この会の目的達成に必要な事業を行う。

第6条（組織）



第7条（執行部役員等）

- 1 本会に次の役員を置き執行部役員とする。
  - (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 若干名
  - (3) 書記 若干名
  - (4) 会計 若干名
- 2 執行部役員は執行部が学校と協議のうえ選出し、総会で承認を受ける。
- 3 執行部役員の任期は1年とする（ただし、再任を妨げない）。
- 4 執行部役員の任務
  - (1) 会長は、本会を代表し、全体を総括し、会を主催する。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し会は一切の事務を遂行する。会長不在の場合は、その代理をする。
  - (3) 書記は、会の活動の記録にあたる。
  - (4) 会計は、会の収入を管理し、会計事務の処理を行う。
- 5 執行部役員会は、執行部役員をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。
- 6 本会に執行部役員のほか、相談役及び顧問を置くことができる。
  - (1) 相談役は学校関係者とし、顧問は校長をあてることとする。
- 7 執行部役員のほか、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

## 第8条（ 執行部 ）

- 1 執行部は、執行部役員と第9条に規定する活動部会長で構成し、任期は1年とする（ただし、再任を妨げない）。
- 2 執行部会  
  - （1）執行部会は、総会に次ぐ議決機関となる。
  - （2）執行部会は必要に応じて会長が召集し、必要な事柄について討議し、出席者の2分の1以上の賛成をもって決定する。
  - （3）必要に応じて第9条に規定する小部会間の調整を図る。

## 第9条（ 活動部会 ）

- 1 本会に活動部会員で構成する活動部会を設置する。
- 2 活動部会員は、執行部役員が本会加入者の中から選出する。
- 3 執行部役員は活動部会員の中から活動部会長を選出する。
- 4 活動部会員及び活動部会長の任期は1年とする（ただし、再任を妨げない）。
- 5 活動部会  
  - （1）活動部会は、必要に応じて活動部会長の協議により招集する。
  - （2）協議事柄については、必要に応じて執行部会に諮ることができる。
  - （3）活動部会は第4条に定める本会の目的と方針に従い活動を行う。また、必要に応じて次項の小部会を構成することができる。
- 6 小部会  
  - （1）企画部会
    - ・各学年・各学級を支援し、学校と家庭の相互理解を深めるための活動を行う。
    - ・本会の各種事業及び会員相互の親睦を図ることについて、企画提案を行う。
  - （2）成人教育部会
    - ・児童の健全育成を図り、会員相互の教養を高めるため家庭教育学級を開催し、会員の生涯学習の場を提供する。また同時に、人権を尊重し、差別のない社会の実現に向けて、本会における人権教育の推進を図る。
  - （3）保健体育部会
    - ・児童および会員の健康増進を図り、会員相互の親睦を図る。
    - ・地域の各団体等と連携しながら活動を行う。
  - （4）地域安全部会
    - ・児童の登下校の安全確保を始めとした安全活動全般の促進を図るとともに、児童の安全教育活動に協力するなど、地域の各団体等と連携しながら活動を行う。
  - （5）卒業応援部会
    - ・6年生児童保護者の会員を中心として構成し、学校と連携しながら、児童の卒業に関連した各種事業の計画・調整・運営等を行う。
  - （6）周年実行委員会（臨時的組織）
    - ・執行部は、必要に応じて本会会員の中から必要な人数を選出し周年実行委員を構成することができる。
    - ・周年実行委員は、周年行事に向け、学校内の改善案及び要望案を作成するとともに、記念行

- 事の企画、記念誌の発行、記念品の選考等を行う。
- ・その他、周年行事に関し、必要な事項についての活動を行う。

## 第10条（総会）

- 1 総会は、この会の最高議決機関で、年1回会長がこれを招集する。
- 2 総会は、委任状を含め、全会員の3分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 総会における議決事項は、出席人員の3分の2以上の賛成をもって決定する。
- 4 総会では、次の事項を議決する。
  - (1) 当該年度の活動報告および決算報告
  - (2) 新年度の活動計画および予算
  - (3) 会費の額
  - (4) 執行部役員承認
  - (5) 規約の改正
  - (6) その他
- 5 総会の議長および書記は、会員からその都度決定する。
  - (1) 議長の任務は、秩序を保ち会議を円滑に運営することとする。
  - (2) 書記は、議事録を作成する。
- 6 臨時総会は、執行部会が必要と認めた時、および、会員の3分の1以上の要求があった時に執行部役員会に諮り、開催を決定する。
- 7 議決内容は、会員に文書をもって知らせることとする（やむを得ない場合は、この限りではない）。

## 第11条（会計）

- 1 本会の経費は、会費・各種事業等の収益及びその他の収入をもって充てる。
- 2 本会の会計期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 本会の収支決算に余剰が生じた場合、その全部又は一部を翌会計期間に繰り越すことができる。

## 第12条（会計監査）

- 1 会員の中から、執行部役員が会計監査2名を選出し、総会で承認を受ける。
- 2 会計監査は経理上のものだけでなく、運営上の効果についても監査し、総会で報告する。

## 【慶弔規定】

- 1 会員または、児童が死亡した時には、金五千円を弔慰金とする。
- 2 会員の世帯が、火災・水害・その他の災害を受けた場合は、役員会で決定する。
- 3 その他、この規約に当てはまらない慶弔事については、役員会で検討し、必要な場合は渉外費から支出する。

## 【執行部役員活動規定】

- 1 研修や研究大会などで宿泊を伴う場合は、日当として 3,000 円を視察、研修費から支出する。
- 2 役員活動費として、一か月 5,000 円を役員会全体に対して役員活動費から支出する。ただし、役員の人数によってはこの限りではなく、その配分は役員会の運営に一任する。
- 3 本会の活動にかかる会議、研修等に本会を代表して参加・出席する者については、校区外活動については 1 回につき 1,000 円、校区内活動については 200 円を支払うことができる。本規約については、執行部役員に限らない。
- 4 既卒児童保護者で、本会の活動補助者については、その活動の内容に基づき活動費（交通費程度）を支払うことができる。

## 《 付 則 》

- 1 この規約は、平成 12 年 4 月 19 日から実施する。
- 2 この規約の制定・改定は、PTA 総会で承認を得る。
  - ① 平成 13 年 4 月 18 日 PTA 総会にて一部改定
  - ② 平成 14 年 4 月 18 日 PTA 総会にて一部改定
  - ③ 平成 15 年 4 月 15 日 PTA 総会にて一部改定
  - ④ 平成 17 年 4 月 19 日 PTA 総会にて一部改定
  - ⑤ 平成 18 年 4 月 21 日 PTA 総会にて一部改定
  - ⑥ 平成 19 年 4 月 20 日 PTA 総会にて一部改定
  - ⑦ 平成 21 年 4 月 23 日 PTA 総会にて一部改定
  - ⑧ 平成 22 年 4 月 22 日 PTA 総会にて一部改定
  - ⑨ 平成 24 年 4 月 18 日 PTA 総会にて一部改定
  - ⑩ 平成 25 年 4 月 20 日 PTA 総会にて一部改定
  - ⑪ 平成 26 年 4 月 19 日 PTA 総会にて一部改定
  - ⑫ 平成 28 年 4 月 23 日 PTA 総会にて一部改定
  - ⑬ 平成 29 年 4 月 28 日 PTA 総会にて一部改定
  - ⑭ 平成 30 年 4 月 21 日 PTA 総会にて一部改定
  - ⑮ 令和 3 年 4 月 26 日 PTA 総会にて一部改定
  - ⑯ 令和 4 年 3 月 4 日 PTA 臨時総会にて一部改定
  - ⑰ 令和 4 年 5 月 20 日 PTA 総会にて一部改定
  - ⑱ 令和 5 年 4 月 25 日 PTA 総会にて一部改定
  - ⑳ 令和 7 年 11 月 1 日 PTA 臨時総会にて一部改定（令和 8 年 4 月 1 日施行）

